

補聴器購入費用の助成制度の創設を求める陳情

政府に補聴器購入助成のための意見書を



難聴は生活の質の低下やコミュニケーション不足につながります。補聴器は認知症予防にもつながり、聞こえのバリアフリーにとって重要です。

自治体によっては難聴の度合いにより補助が出る場合がありますが、現在の国の補聴器購入助成は、障害認定を受けた方のみが対象です。今回の陳情は、中等度難聴者や若年性難聴者などにも助成制度の創設を求める意見書を、市議会から政府に提出することを求める内容です。

審査では陳情者の内容を肯定する意見も出されましたが、「障害者には今の制度で購入補助がされている、国の負担増加が心配、難聴の方が認知症になるという医学的根拠はない、補聴器は安価になってきている、補助金もらってまで補聴器をつけなくてもよい」といった意見が出され、市民生活委員会でも、本会議でも不採択となりました。

反対討論

高梁市図書館の指定管理に反対

石部 誠議員

「高梁市図書館の指定管理」について、この図書館は賑わいの施設としては、一定の評価はあると思われる。しかし、本来の教育機関として、また中央図書館としての活動、そして生涯教育や人材育成、地域を育てる図書館としては評価されていると考えにくい。また、指定管理とすることで多くの図書館職員が非正規雇用であることも問題であり、この議案に反対する。

「子育て世帯等臨時特別給付金」については、10万円の現金支給について評価する。今後も本当に困っている方の支援を願うものである。陳情については、現在の助成制度は障害認定された方だけである。難聴はコミュニケーション不足になり、補聴器が認知症の予防にもなる。高齢者や若年性難聴者の方のためにも助成制度の創設が必要と考え、陳情の採択を求める。

賛成討論

旧吹屋小学校について「文化財保存活用計画」を作成しての管理運営を求める

金尾恭士議員

全ての議案に賛成の立場から討論する。

「旧吹屋小学校の指定管理」については、吹屋地区だけでなく、高梁市民、岡山県民の宝でもあり、文化財保存活用計画を作成しての管理運営を求める。

「高梁市図書館の指定管理」について、この5年は新しい図書館の姿と、新しい文化をなじませる期間であり、運営しているCCCを評価する。今後は「文化の創造の拠点とアーカイブ機能を有する図書館」を目指してほしい。

「子育て世帯等臨時特別給付金」については、早急な対応を求める。

陳情については、全国的な補助対象者が不透明であり、公的支援については障害者総合支援法に書かれている。要約筆記や筆談ボードの社会拡大が現実的であり、陳情は不採択と考える。

12月定例会で賛否が分かれた議案の採決結果

議案番号	件名	議員															
		金尾	平松	新倉	伊藤	森	森上	石井	石田	石部	三村	宮田好	小林	倉野	川上修	川上博	大月
議案第109号	高梁市立図書館の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○
陳情第2号	補聴器購入費用の助成制度の創設を求める陳情	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	○	●	●	●	●	●

※議長は採決には加わりません。 ※他の議案は全会一致で可決しました。

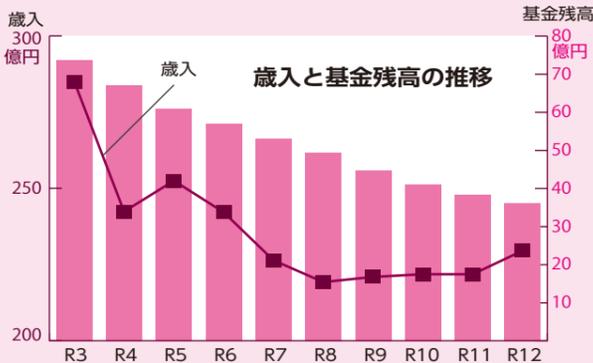
議会全員協議会（11月18日開催）

令和8年度から令和12年度までの「中期財政見通し」を公表



本市の財政見通しは、平成28年度に策定されていままは、歳入歳出は令和3年度変化中、次世代に過度の負担を強いることのない持続可能な財政運営を行わなければなりません。

令和3年度にスタートした総合計画に合わせて、今後10年間の財政見通しが策



今後予定されている事業	期間	概算事業費
ケーブルテレビ光化事業	R3～R5	10億8千万円
新消防庁舎建設事業	R3～R6	15億8千万円
高梁認定こども園建設事業	R3～R6	21億8千万円
有漢義務教育施設建設事業	R3～R6	9億6千万円
川上学習センター改修事業	R3～R7	6億1千万円
広瀬地区緊急避難施設建設事業	R3～R5	4億5千万円
緊急自然災害防止対策事業	R3～R7	7億4千万円
市道改良事業	R3～R7	36億3千万円

ね横ばいのまま。逆に、貯金にあたる基金は、現在の75億円から36億円に半減する見込みです。この見直しには、令和8年度以降の新規建設事業は含まれていないため、今後も歳出規模に合わせた行政のスリム化と、市債残高の縮減が求められます。

これを踏まえて、12月定例会の一般質問では、歳入歳出の収支不足、財政指標の中でも特に経常収支比率、普通建設事業へのさらなる取り組み、人件費抑制などについて複数の議員より質問がありました。



「中期財政見通し」の詳細は高梁市ホームページをご覧ください。
<https://www.city.takahashi.lg.jp/site/zaisei/zaiseimitooshi.html>

高梁市立避難所整備計画(案)について

平成30年7月豪雨災害と、都市再生特別措置法の改正を受けて見直しを図っていた「まちなか居住エリア」および「高梁市防災指針」の案をまとめた報告が示されました。

見直しでは、高梁・落合市街地、成羽地域のまちなか居住エリアから、土砂災害特別警戒区域となった6・25ヘクタールを除外。河川による浸水や災害が想定される区域の対策は、高梁市防災指針を定めて取り組んでいくと説明がありました。災害が想定される区域は、基本的にまちなか居住エリアに含まれるべきではありませんが、高梁市においては古くから住民がこのエリアに居住しており、ほとんどが指定避難所から1km圏内であることを考慮して、

